

岡崎教区の杉浦です。よろしくお願いいたします。

最初に、沖縄開教と集団的自衛権行使容認について伺います。真宗大谷派教団にとって沖縄開教はたいへん重要な意味を持っているように思います。それは沖縄の置かれてきた歴史（薩摩による統治、明治政府による支配、そして戦後の叶えられなかった本土並み復帰という過去 3 回の「琉球処分」の苦渋を味わってきたこと）と、日本国土に占める割合が 0.6% の小さな島に、日本全体の約 74% のアメリカの軍事施設が今もなお置かれているという現状を考えれば、おのずと理解されるところでしょう。

そのような状況に置かれている沖縄開教にあたり、2009 年 7 月 1 日施行されました「沖縄開教推進条例」の第 3 条（開教の目的）には、「準開教区の開教は、沖縄県の風土、歴史及び文化等の特性をふまえ、地域社会との交流を緊密にしつつ、教化の本旨に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、沖縄開教に資する人の養成を図り、そのために必要な拠点を設置し、もって同朋社会の実現につとめることを目的とする」と述べられています。

そのような沖縄の現地学習の場として、毎年、沖縄開教本部主催による「非戦・平和沖縄研修会」が企画され、今年で第 17 回を迎えました。また、今年も、同朋社会推進委員会の委員の皆さんも参加されています。

そこで、私たちはこれまで何度となく「日本の国」に裏切られ続けてきた沖縄の人々の思いを、またしても裏切っていないでしょうか。日本で唯一の地上戦を経験し、多くの犠牲者を出した沖縄の人々に、また戦争に巻き込まれるということを強いることがあってもいいでしょうか。もうまもなく、沖縄の人々にとって重要な意味を持つ 6 月 23 日がやってきます。そして、来年は沖縄戦終決から 70 年という節目の年を迎えます。ぜひ、私たち大谷派教団は、沖縄の人々に向かって「集団的自衛権の行使容認に対する反対声明」をすべきだと考えますが、いいかでしょうか。ぜひとも、熱い願いをもって、お答えをしていただきたいと思います。

次に、「海外開教」と真宗の「国際化」について伺います。現在、真宗大谷派教団は、海外に 3 つの開教区を持っています。それは、南米開教区、北米開教区、ハワイ開教区です。里雄総長は、宗務総長演説の中で、「海外の 3 開教区につきましても、教化伝道推進のために、とくにカリフォルニア州のアメリカ真宗センターを拠点とする翻訳事業、海外開教をになう人の養成及び研修、学術交流の充実をはかってまいり所存であります」と海外開教への思いを述べられました。

しかし、その一方で、私たち大谷派教団は、アジア諸国やアジアの仏教徒との関わり、あるいは繋がりがほとんどないように思います。1960 年代、大谷派教団が同朋会運動を提起した同じ時期に、アジアではベトナム戦争が続いていた頃、ベトナムの僧侶、ティック・ナット・ハーンによって、「エンゲイジド・ブディズム」が提唱されました。「エンゲイジド・ブディズム」は、日本においては、「社会をつくる仏教」、「社会をつくり変える仏教」、あるいは「行動する仏教」と訳されています。詳しくは、2004 年に発行されました真宗ブックレット NO.11『行動する仏教—エンゲイジド・ブディズムの動き—』に掲載されています。

また、その後、アジアの上座部仏教の国、タイ国においては人権問題、環境問題と取り組む「開発僧」と呼ばれている仏教徒が生まれています。さらには、ビルマ（ミャンマー）軍事政権下において、民主化運動を続けてきた仏教徒の人たち、カンボジアにおいて、非暴力による非戦・平和の運動を続けてきた仏教徒の人たちがいます。

これまで、在野の運動では、すでにアジアの国々の仏教徒との繋がりを持ち、新たな信仰運動が展開されてきました。しかしながら、教団レベルではなかなか進んでいないのが現実ではないでしょうか。

真宗の「国際化」という視点から、ぜひ日本の隣国である韓国、あるいは中国を含めて、アジアの仏教徒との国際交流を進めていく考えはありませんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

次に、真宗教化センターについて伺います。私も真宗教化センターの設立に大いに期待している一人であります。ところが、3つの機関、教学研究所、解放運動推進本部、並びに青少幼年センターの機能の重要性をいわれる一方で、それら機関の事務の一元化が提起されています。その点について、評価する部分と不安視する部分があります。一例を挙げて、不安視するところについて述べたいと思います。

それは青少幼年センターが取り組んでいる業務に関わる場所です。2002年に青少幼年センター準備室としてスタートしたセンターは、翌2003年に「カルト問題プロジェクト」を立ち上げました。伝統的仏教教団の中で、唯一、教団としてカルト問題に取り組んできたのです。

その主な内容は、カルト問題についての啓発と予防、カルトに関する調査・研究、カルトに関する相談業務です。カルト問題についての啓発と予防では、「カルトについて」(寺院・教会・一般向け学習用)、「あなたは狙われている」(一般向け啓発用)、「あなたは狙われている」(学生向け啓発用)、「カルト問題学習の手引き」(一般および寺院・教会向け学習用)、「カルト対応の手引き」(寺院・教会向け)の5つのリーフレットを発行しています。また、カルトに関する調査・研究では、問題となっているカルトについての情報を、教区や寺院・教会などに提供しています。さらに、センターに寄せられたカルトに関する相談は、相談窓口を開設した2003年度から2013年度(5月まで)で、101件になります。その他、相談スタッフが直接、教区や寺院・教会などから受けている相談を含めれば、おそらくその2倍～3倍になるかと思いますが。これらの相談内容は、相談者にとって非常に深刻なケースが多く、相談内容が解決するまでには数年間、あるいはそれ以上の長い年数を要することもあります。

これから先、真宗教化センターで、カルト相談を受けることになれば、その相談窓口はどのようなものになるのでしょうか。また、カルト相談の内容については、相談者のプライバシーを守ることが必要となるので、他の部門との共有が難しいと思います。このような観点から、お答えをいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。